

正面玄関前駐車場を利用される皆様へ



阪大病院からのお願いとお知らせ

正面玄関前駐車場は、大阪府、兵庫県、京都府など地方公共団体が発行した下記のような駐車区画利用証をお持ちの方がご利用いただけます。（公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章(歩行困難者等用)」も利用証として活用可能です。）



<交付対象者>

- ◆障がいのある方（裏面参照） ◆難病患者 ◆要介護認定者
- ◆けがや出産前後で一時的に移動に配慮が必要な方 等

大阪府にお住まいの方の問い合わせ・申請窓口は裏面のとおりです。
※申請書につきましては大阪府内各市区町村の窓口でも配布しております。

大阪府以外の方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

大阪大学医学部附属病院 患者支援課 医療相談係
電話 06-6879-5111（代表）
[平日9時～17時まで]

交付対象者および有効期間

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障がい者手帳	対象者として要件に該当しなくなるまで	
	聴覚障がい	3級以上			
	平衡機能障がい	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
	体幹	5級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓機能障がい	4級以上			
	じん臓機能障がい	4級以上			
	呼吸器機能障がい	4級以上			
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上			
	小腸機能障がい	4級以上			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上			
肝臓機能障がい	4級以上				
知的障がい者	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者	療育手帳	対象者として要件に該当しなくなるまで		
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」であること	精神障がい者保健福祉手帳	対象者として要件に該当しなくなるまで		
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者(特定医療費(指定難病)受給者等)	下記のいずれかの書類 ・特定医療費(指定難病)受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書	対象者として要件に該当しなくなるまで		
要介護者	要介護状態区分が「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証	対象者として要件に該当しなくなるまで		
妊産婦	単胎児の場合	母子健康手帳及び身分証明書	母子健康手帳取得時から産後2年		
	多胎児の場合		母子健康手帳取得時から産後3年		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書	車いす、杖等の使用期間(1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	車いすの常時使用等を必要とする者にあつては、その旨を証明する書類	必要と認める期間(原則1年以内)		

※上記、難病患者の方で「特定医療費（指定難病）受給者等」の詳細についてはお問合せください。

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、申請書の記載事項をご確認ください。